

医政発 0723 第 1 号
平成 24 年 7 月 23 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の制定について

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、本日、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）が別添のとおり告示され、同日から適用することとされたので通知する。貴職におかれては、御了知の上、貴管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知についてよろしく御配慮願いたい。

なお、同法第 13 条第 1 項に都道府県の努力義務が規定されていることを踏まえ、基本的事項においては、「都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項」についても規定されたので、念のため申し添える。